

JR木次線遠足等利用促進事業費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、JR木次線の利用促進を図るため、木次線利活用推進協議会（以下「協議会」という。）を構成する市町の高等学校、中学校、小学校、幼稚園、保育所、認定こども園の先生・生徒・児童・園児が、木次線を利用して実施する遠足等費用の一部を助成するために必要な事項を定める。

(交付)

第2条 交付対象は、JR木次線を利用した場合の運賃（指定券含む）とし、他のJR路線との併用も可とする。

2 助成金の額は、利用者1人1乗車区間運賃（指定券含む）上限200円として算出し、往復利用の場合は乗車区間毎に算出して合算し、予算の範囲内で交付するものとする。

(申請)

第3条 助成金の交付を受けようとする高等学校、中学校、小学校、幼稚園・保育所・認定こども園（以下「申請団体」という。）は、事前に交付申請書（様式第1号）により、協議会へ交付申請するものとする。

2 協議会は、交付申請書を審査し、適当と認めたときは交付決定通知（様式第2号）により、申請団体へ通知するものとする。

(変更申請)

第4条 申請団体が、前条に規定により提出した内容等を変更しようとするときは、事前に変更交付申請書（様式第3号）により、協議会へ変更交付申請を行い、あらかじめ承認を受けるものとする。

(実績報告)

第5条 事業が完了した場合は、申請団体は速やかに実績報告書（様式第4号）を協議会へ提出するものとする。

2 協議会は、実績報告書を審査し、適当と認めたときは、確定通知書（様式第5号）により、申請団体へ通知するものとする。

(支払)

第6条 申請団体は、助成金の交付を受けようとするときは、請求書（様式第6号）を協議会へ提出し、協議会は、速やかに交付確定額を支払うものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長がこれを決定する。

附 則

この要綱は、2019年4月1日から公布する。

附 則

この要綱は、2020年4月1日から公布する。

木次線利活用推進協議会
会長 様

JR木次線遠足等利用促進事業費助成金交付申請書

<申請者>

住 所	_____	
団 体 名	_____	
代 表 者	_____ ⑩	
役職・氏名	_____	
(担当者名)	()
連 絡 先	-	-

JR木次線遠足等利用促進事業費助成金交付要綱第3条の規定に基づき、次のとおり助成金の交付を受けたく関係書類を添えて申請します。

記

1. 行事名 _____ (年 月 日実施)

2. 実施場所 _____

3. 利用 駅 _____ 駅 ～ _____ 駅 (片道 ・ 往復)

・トロッコ列車 (なし ・ 片道 ・ 往復)

4. 参加者数 (先生・生徒・児童・園児)

- ・おとな12歳以上 (12歳でも小学生は「こども」) _____人
- ・こども6歳以上12歳未満 (6歳でも小学校入学前は「幼児」) _____人
- ・幼児1歳以上6歳未満 _____人
- ・乳児1歳未満 _____人

5. 購入金額 _____ 円

※購入前に申請する場合は予定金額を記入し、円 (予定) と記載すること。

6. 割引利用 なし ・ あり

※団体割引は、通常列車の場合、出発日の9カ月前から14日前までが申込期間。

<申請者>

住 所

団 体 名

代 表 者

役職・氏名

(担当者名) ()

連 絡 先

— —

木次線利活用推進協議会
会長

JR木次線遠足等利用促進事業費助成金交付決定通知書

年 月 日付けで助成申請のありましたJR木次線遠足等利用促進事業費助成金については、次のとおり決定しましたので通知します。

記

1. 事業の名称 JR木次線遠足等利用促進事業費助成金
2. 交付決定額 円
3. 対象行事
【行事名】 (年 月 日実施)
【利用駅】 駅 ～ 駅 (片道 ・ 往復)

注意事項

- 1 JR木次線遠足等利用促進事業費助成金交付要綱第5条の規定に基づき事業完了後速やかに実績報告書を提出すること。
- 2 実績報告書に添付する書類等
 - (1) 先生・生徒・児童・園児の運賃の領収書等の写し
(1人当りの運賃及び人数が記載されていること)
 - (2) その他会長が必要と認める書類

木次線利活用推進協議会
会長 様

JR木次線遠足等利用促進事業費助成金変更交付申請書

<申請者>

住 所		
団 体 名		
代 表 者		
役職・氏名	⑩	
(担当者名)	()
連 絡 先	-	-

年 月 日付、木次線利推協第 号で交付決定通知のありましたJR木次線遠足等利用促進事業費助成金について、次のとおり交付内容等を変更したく関係書類を添えて申請します。

記

1. 変更（中止・廃止）事項

変更事項	変更前	変更後
事業内容 ・ 助成決定額 ・ その他		

※変更事項を○で囲う。金額等の変更がある場合、適宜別表を添付のこと。

2. 変更（中止・廃止）理由

--

3. 添付書類（必要に応じ添付）

木次線利活用推進協議会

会長 様

JR木次線遠足等利用促進事業費助成金実績報告書

<申請者>

住 所		
団 体 名		
代 表 者		⑩
役職・氏名		
(担当者名)	()
連 絡 先	-	-

年 月 日付、木次線利推協第 号で交付決定通知のありましたJR木次線遠足等利用促進事業費助成金に係る事業を完了したので、木次線遠足等利用促進事業費助成金交付要綱第5条の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

1. 行 事 名 _____ (年 月 日実施)
2. 実施場所 _____
3. 利 用 駅 _____ 駅 ~ _____ 駅 (片道 ・ 往復)
・トロッコ列車 (なし ・ 片道 ・ 往復)
4. 参加者数 (先生・生徒・児童・園児)
 - ・おとな12歳以上 (12歳でも小学生は「こども」) _____人
 - ・こども6歳以上12歳未満 (6歳でも小学校入学前は「幼児」) _____人
 - ・幼児1歳以上6歳未満 _____人
 - ・乳児1歳未満 _____人
5. 購入金額 _____ 円
6. 割引利用 なし ・ あり

(注)添付書類

□先生・生徒・児童・園児の運賃の領収書等の写し(1人当りの運賃及び人数が記載されていること)

<申請者>

住 所

団 体 名

代 表 者

役職・氏名

（担当者名）（ ）

連 絡 先

— —

木次線利活用推進協議会
会長

J R木次線遠足等利用促進事業費助成金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありましたJ R木次線遠足等利用促進
事業費助成金については、次のとおり確定しましたので通知します。

記

1. 事業の名称 J R木次線遠足等利用促進事業費助成金
2. 交付決定額 円
3. 対象行事
【行事名】 (年 月 日実施)
【利用駅】 駅 ～ 駅 (片道 ・ 往復)

木次線利活用推進協議会
会長 様

J R木次線遠足等利用促進事業費助成金請求書

<申請者>

住 所

団 体 名

代 表 者

役職・氏名

印

(担当者名) ()

連 絡 先

-

-

年 月 日付、木次線利推協第 号で交付決定のあったJ R木次線遠足等利用促進事業費助成金を交付されるよう請求します。

記

1. 交付請求額 _____ 円
- | | | | |
|---|----|-----------------------|---|
| [| 内訳 | ・ 交付決定額(a) | 円 |
| | | ・ 今回交付請求額(b) | 円 |
| | | ・ 未交付額(c) = (a) - (b) | 円 |

2. 振込先

<助成金の振込先>

金融機関名					銀行					支店	
	銀行コード					支店コード					
ふりがな											
口座名義											
預金種類	<u>当座・普通・別段</u>				口座番号						